

日 銀 業 第 4 7 8 号  
2 0 2 2 年 1 0 月 2 5 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の  
一部改正に関する件

2 0 2 2 年 1 1 月 2 日 限 り で 全 国 の 手 形 交 換 所 に お け る 交 換 決 済 業 務 が 終 了 す る と と も に、  
2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 を も っ て 一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会 が 電 子 交 換 所 に お け る 交 換 決 済 業  
務 を 開 始 す る こ と に 伴 い、標 記 規 程 の 一 部 を 別 紙 の と お り 改 正 し、2 0 2 2 年 1 1 月 4 日 か  
ら 実 施 す る こ と と し ま し た の で、通 知 し ま す。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

- 第1編Ⅲ. 1. (2) (注3) を横線のとおり改める。

(注3) 当所払手形とは、邦貨手形（邦貨手形（電子記録債権）を除きます。）のうち、担保取引店所在地（最小行政区域。ただし東京都においては区制施行地域一円。）を支払地とする手形または担保取引店がその地にある手形電子交換所を経由して取立てることができる手形をいいます。